

議案第 6 2 号

三田市市民福祉金条例の一部を改正する条例の制定について

三田市市民福祉金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市市民福祉金条例の一部を改正する条例

三田市市民福祉金条例（平成3年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「市民福祉金」を「障害者福祉金」に改める。

第1条中「、父子及び遺児」を削り、「市民福祉金」を「障害者福祉金」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この条例において、障害者とは次の各号に掲げる者をいう。ただし、規則で定める社会福祉施設等に入所している者を除く。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める等級が、1級、2級、3級又は4級に該当する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所においてその障害の程度が重度若しくは中度と判定された者（兵庫県知事からA又はB1と認定された療育手帳の交付を受けた者）
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める障害等級が1級又は2級に該当する者

第3条 削除

第4条各号列記以外の部分中「、父子又は遺児」を削る。

第5条第1項中「障害者福祉金」を「福祉金」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を次のように改める。

（申請）

第6条 障害者が福祉金の支給を受けようとするときは、規則で定める手続により

申請しなければならない。ただし、身体障害、知的障害又は精神障害が重複する場合は、申請する者の選択により、いずれかの障害程度とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

福祉金の額(年額)			
身体障害の障害等級	知的障害の障害程度	精神障害の障害等級	
1級	重度（A）	1級	28,000円
2級	中度（B1）	2級	23,100円
3級			18,200円
4級			14,000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市障害者福祉金条例は、この条例の施行の日以降の申請に係る福祉金から適用し、同日前の申請に係る福祉金については、なお従前の例による。